

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。牟岐町では、自転車を利用する65歳以上の方または16歳以上18歳以下の方を対象に、自転車乗車中のヘルメット着用普及促進のため、購入費用の一部を補助します。

対象者

牟岐町に住民登録がある方で①または②の方

- ①今年度に満65歳以上となる方
(昭和34年4月1日より前に生まれた方)
- ②今年度に満16歳～満18歳になる方(高校生世代)
(平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方)

補助金額

購入費の2分の1
(上限3,000円)

- ※1人につき1回(個)限り
- ※100円未満切り捨て
- ※ポイント利用や値引き分・送料等は対象外

申請期間

令和5年10月2日(月)から令和6年3月31日(日)まで(郵送は到着分まで)

※土日・祝日・年末年始を除く 午前8時30分から午後5時まで

対象となるヘルメット(※①②の両方を満たしているもの)

- ①令和5年8月4日以降に新品で購入したもの
- ②安全基準の認証を受けたものとして以下のマークのいずれかがついているもの
※その他、これらの安全性の認証に類すると認められるもの

[安全基準認証マークの例]

SG マーク



JCF マーク



CE マーク



GS マーク



CPSC マーク



裏面へ→

補助金の申請から交付までの流れ

1. ヘルメットを購入し、領収書等を受け取る。

※新品・安全基準マークなど補助対象のヘルメットか確認してください。



2. 申請に必要な書類を用意する。

①申請書

牟岐町ホームページからのダウンロードまたは牟岐町役場総務課で入手できます。

②領収書等の写し

申請者氏名・購入日・購入店名・メーカー・品名・購入金額の記載のあるもの
※いずれかの記載がない場合は、購入明細書などと合わせて提出

③安全基準の認証が確認できる書類の写し

保証書・取扱説明書・安全基準マークが確認できるヘルメットの写真等

④申請者本人の振込先口座が確認できる通帳等の写し

通帳の見開き1ページ目全面やキャッシュカードの写し等



3. 用意した書類を提出する。

提出方法 ① 窓口（牟岐町役場総務課に提出） 令和6年3月29日(金)まで

② 郵送（牟岐町役場総務課宛に郵送） 令和6年3月31日(日)必着

〔 ※申請期間 令和5年10月2日(月)から令和6年3月31日(日)まで
土日・祝日・年末年始を除く 午前8時30分から午後5時まで 〕



4. 書類審査後、補助金が指定口座に振り込まれます。

【問い合わせ先】

牟岐町役場 総務課 牟岐町大字中村字本村7番地4 TEL0884-72-3411